

2024年2月22日

マルハニチロ株式会社 直営工場
グループ企業 各位

あさひねっと協同組合
事業本部

法令違反に起因する労災発生にご注意ください

労災等の発生による外国人材受け入れへの影響について
(周知文書)

先般、マルハニチロ(株)下関工場様にて、所属の特定技能外国人の労災が発生し、出入国在留管理局より指導勧告書が交付されました。技能実習生や特定技能外国人を受入れするにあたり、適切な留意と対策が必要な事案でもあり、概要共有いたします。

【経緯概要】

令和5年8月に同工場内において、特定技能1名が機械に挟まった商品を取り除く作業を行った際、稼働する機械を止めずに作業を行い、手を挟まれ負傷した。同年11月、労働基準監督署より労働安全法違反(安衛法 20条、安衛則 107条)として是正勧告を受け、その後、所轄入管より指導勧告を受けた。

【今回の事案による影響】

同事案は、特定技能の支援計画の基準等を定める省令(後述)に適合しない行為として認定されたが、労基勧告に対してすでに改善報告済みであったため、追加対応は求められなかった。

但し、同違反がない企業に適用されている在留資格申請に関わる書類提出省略措置が外れ、以降3年間は所属特定技能外国人の在留資格申請にあたり、提出する書類が増加する。(企業社会保険料納入書類、企業税証明書、本人給与比較説明書ほか)

【今回の入管指導勧告の根拠法】

《特定技能基準省令第2条》

「法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。(後略)」

【外国人材受け入れ企業での労災発生のリスクについて】

技能実習や特定技能をご活用 of 企業においては、現場での労災の発生は、所属する外国人材の正常な受け入れ・雇用に重大な影響を及ぼす可能性があり、日常的な管理項目として重視する必要がある。仮に、法令違反に起因する労災が発生した場合は、下記のようなリスクが想定される。

- ・労災の原因が労働安全衛生法等の法令違反に起因する場合には、入管の指導勧告の対象となる。
- ・重度の違反の場合、下記の行政処分等につながる可能性がある。

[技能実習]改善命令、認定取り消し

[特定技能]改善命令、罰則

※重度の違反とは、罰金刑など刑事罰の処分が行われるような労災等が想定される。例として、死亡事故、腕や足の切断や大やけどなどの重症事案、過重労働・無資格など不正条件下による事故の発生、労災隠し、是正・指導勧告に対して改善がない事案などが実績として確認できる

- ・処分対象となった場合、対象事業所だけでなく、企業全体が処分の対象となる。
- ・外国人材だけでなく、日本人従業員に係る労災であっても、事案の内容によっては、外国人材の適正な受け入れ体制が整備されてないと見做され、処分対象となるケースもある。

【お願い】

1. まず、現場での労災は、内容によっては、技能実習生や特定技能外国人の受け入れに負の影響を及ぼす可能性があることを認識ください。
2. 但し、「労災隠し」は厳禁です。発覚した場合、労働法での刑事罰を伴う処分の対象となり、所属人材の認定取り消しや入管法の罰則(懲役及び罰金)という極めて重い処分につながる可能性があります。
3. 各企業・事業所において、いまいちど労災発生リスクのチェックを行い、リスクの低減を図ってください。特に、機械・器具、火気、電気、熱等の関係する危険箇所における労災は法令違反になる可能性が高くなります。
4. 弊組合にて、過去の行政処分等の情報を参考に、外国人材受け入れ企業向け労災発生防止の活動プログラムを策定いたします。また、定期的に行っている監査や面談においても労災発生予防の取り組みやコンプラ意識のリマインドを行い、所属外国人材等への教育やアンケートの支援を行います。ご協力宜しくお願いいたします。

各企業様、事業所様にて、まずは上記の内容を現場内でもご周知いただきたいと思います。

弊組合より上記4の取り組みについて追ってご連絡をいたします。